

令和4年6月1日

教職員等 各位

学生等 各位

京都大学危機対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのマスクの着用について

この度、マスクの着用について内閣府より基本的対処方針に基づく対応が示されました。これを受け、京都大学におけるマスクの着用を令和4年6月1日より次のとおりとしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- ◎ 京都大学構内では引き続きマスクの着用をお願いします。
ただし、次の場合は除きます。
 - ・ 屋内（建物内）で研究室などに一人である場合。
 - ・ 屋内でスポーツを行う際、身体的距離（2 m以上を目安）を確保でき、会話をほとんど行わない場合（熱中症予防の観点から）。
 - ・ 屋外で、通勤・通学など移動の際、身体的距離（2 m以上を目安）を確保でき、会話をほとんど行わない場合（熱中症予防の観点から）。
 - ・ 屋外でスポーツを行う際、身体的距離（2 m以上を目安）を確保でき、会話をほとんど行わない場合（熱中症予防の観点から）。

- ◎ 通勤・通学中など構外においては、内閣府の基本的対処方針に基づく対応によって行動してください。